

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号	7310-161-8909-5	仕 様 書 番 号	
定量充填機の修理		27	
		作 成	令和 5年 1月24日
		変 更	令和 年 月 日
		作成等部隊等名	練馬駐屯地業務隊補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、練馬駐屯地の厨房（第176号建物）において使用する“定量充填機”の修理について規定する。（以下、本役務という。）

1.2 製品名等

製品名等は、表1による。

表1-製品名等

区分	名称
物品番号	7310-161-8909-5
製品名	定量充填機
製造業者	(株)アイホー
型式	AMP-21H

1.3 実施場所

練馬駐屯地食堂の厨房内

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務の内容については、次による。

- a) “定量充填機”の修理を実施することによって、本来の機能を回復させる。
- b) 修理に使用する材料は、すべて新品を使用するものとする。
ただし、監督官の特に認めた軽微なものについては、この限りではない。
- c) 修理後の点検・調整は入念に行い、取扱説明書など示された機能性能を十分発揮できるようにする。

2.2 材料等

材料等は、表2を基準とする。

表2-材料等

番号	品名・規格品番
1	インダクションモートル【同等品以上】
2	モートル用ギヤヘッド【同等品以上】
3	モーター軸水切り【同等品以上】
4	平歯車（B）【同等品以上】

3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 品質保証

本役務終了後通常使用において1年間は責任保証とし、使用材料及び役務実施上の不備による不具合またはそれが原因でその他の物件などに損害を与えた場合は、検査官の指示する処置を講ずるものとする。

5 その他の指示

5.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、厨房内に立ち入るときなど、官側の指示に従うものとする。
- b) 作業に従事する際の衣服等は、清潔なものを着用するものとする。

5.2 提出書類

契約の相手方は、役務報告書（様式随意）×1部を検査官に提出する。

5.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官などと協議するものとする。